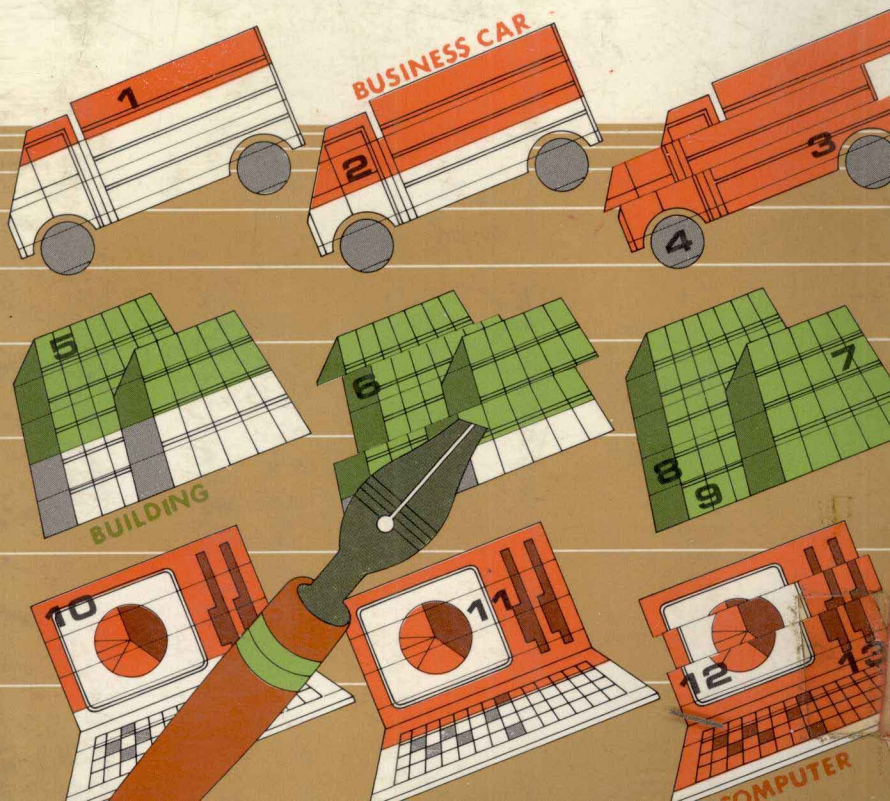


減価償却の 知識と実務

実際に役立つ税務知識と資産管理のすべて

河手 博 著

日本実業出版社

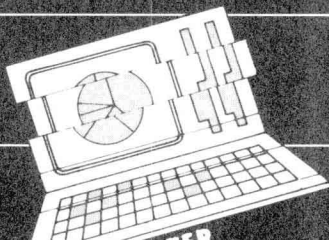
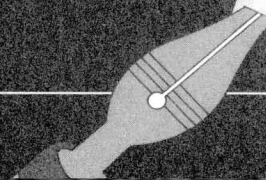
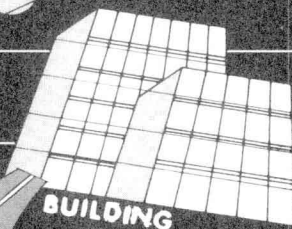
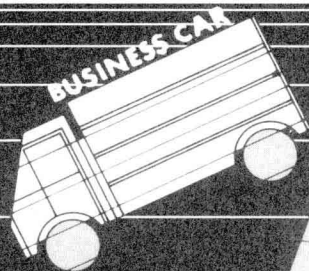


減価償却の 知識と実務

実際に役立つ税務知識と資産管理のすべて

河手 博 著

日本実業出版社



河手 博 (かわで ひろし)

大正13年,長野県生れ。昭和26年早大卒業後,
直ちに税界に入り,高松国税局,東京国税局
に勤務。昭和55年退官後,税理士を開業,大
手企業の顧問のかたわら税務大学校等の講師
をつとめる。

著書に『耐用年数事典』(ぎょうせい),『修
繕費』(税務経理協会),『減価償却の実務』
『耐用年数適用のすべて』(大蔵財務協会)等
がある。

減価償却の知識と実務

定価 1200 円

昭和58年3月25日 初版発行

著 者 河 手 博

発行者 中 村 進

発行所 株式
会社 日本実業出版社

書籍出版部 東京都千代田区三崎町3の5の3 ☎ 101

☎代表 03 (264) 3781 振替東京 7-25349

本社 大阪府北区西天満6の8の1 ☎ 530

☎代表 06 (362) 6141

印刷所 株式会社 厚 徳 社

製本所 大 洋 社 製 本 所

落丁, 乱丁本はお取替え致します

©H. Kawade 1983. Printed in JAPAN

ISBN4-534-00833-3 C2063 ¥1200E

はし が き

減価償却——ときくと、なにかいかめしい感じがして、あまり親近感がもてないとおっしゃる方が多いかも知れません。しかし、その対象となる減価償却資産となると、住居、衣類、家具をはじめ、車、コンピューターといったように、これなくしては、一日たりとも過ごすことができないといったもののばかりです。そういう意味で、減価償却は、わたくしたちにとって、もっとも身近な、そしてもっとも関心を持つべき、手続きのひとつであるということができましょう。

減価償却というと、すぐに税金を計算する手段かと思われるほど、税と減価償却の関係はつよいのも事実です。しかし、減価償却は税のためにだけあるものではありません。

たしかに、税法では減価償却が重要な項目の一つにあげられ、税金を計算するうえで、なくてはならない地位をしめてはいますが、減価償却資産とわたくしたちとの緊密な関係から考えると、むしろ、税法以前に、日常の生活面で、もっとわたくしたちは減価償却資産のこと、減価償却のことを見直してみる必要があるように思われるのです。

希望がかなって、わたくしたちが、新しい減価償却資産を手にしたとき、まず第一に考えることは、ひとつこれを大事に使ってやろうということ、そして、上手に使いこなしてやろうということである筈です。そうして、減価償却資産を、大事に上手に使うことによって、わたくしたちの生活、ゆたかにすることをねがう筈です。

次に考えることは、こうして手に入れた減価償却資産がいつまで使えるかということ、そして、できるだけ長くこれを使ったのちには、さらによいものとこれを取り替えたということではないでしょうか。

実は、減価償却の原型は、こうしたことにあるわけで、決して、むずかしい規定や、むずかしい理論にあるわけではありません。

つねづね、減価償却をはじめとして、税法のやさしいよみ方を心がけてきたわたくしにとって、平明な解説書の出版社として知名度の高い日本実業出版社から、従来の類書とは角度を変えて、減価償却を紹介してほしいむねのご依頼がありましたことは、まことに幸運なことでした。

しかし、やさしくわかりやすい紹介ということは、ねがってただちにとげられるほど、やさしいものではないことは、減価償却もその例外ではありませんでした。つとめて法令臭をのぞき、つとめて読み物調にと心がけたつもりではありますが、まだまだ満足をいただけるようなできばえではないように思われます。

さいわいその機会を与えられましたら、その後の実例なども参考にしながら、さらに筆を加えて、少しでもよろこんでいただけるような内容にしていきたいと思いますので、改めて、ご指摘、ご教示のほどをおねがいいたしておきます。

昭和五八年早春の日

河手 博

は し が き

減価償却——ときくと、なにかいかめしい感じがして、あまり親近感がもてないとおっしゃる方が多いかも知れません。しかし、その対象となる減価償却資産となると、住居、衣類、家具をはじめ、車、コンピュータといったように、これなくしては、一日たりともすごすことができないといったものばかりです。そういう意味で、減価償却は、わたくしたちにとって、もっとも身近な、そしてもっとも関心を持つべき、手続きのひとつであるということができましょう。

減価償却という点、すぐに税金を計算する手段かと思われるほど、税と減価償却の関係はつよいのも事実です。しかし、減価償却は税のためにだけあるものではありません。

たしかに、税法では減価償却が重要な項目の一つにあげられ、税金を計算するうえで、なくてはならない地位をしめてはいますが、減価償却資産とわたくしたちの緊密な関係から考えると、むしろ、税法以前に、日常の生活面で、もっとわたくしたちは減価償却資産のこと、減価償却のことを見直してみる必要があるように思われるのです。

希望がかなって、わたくしたちが、新しい減価償却資産を手にしたとき、まず第一に考えることは、ひとつこれを大事に使ってやろうということ、そして、上手に使いこなしてやろうということである筈です。そうして、減価償却資産を、大事に上手に使うことによって、わたくしたちの生活を、ゆたかにすることをねがう筈です。

次に考えることは、こうして手に入れた減価償却資産がいつまで使えるかということ、そして、できるだけ長くこれを使ったのちには、さらによいものとこれを取り替えたいということではないでしょうか。

実は、減価償却の原型は、こうしたことにあるわけで、決して、むずかしい規定や、むずかしい理論にあるわけではありません。

つねづね、減価償却をはじめとして、税法のやさしいよみ方を心がけてきたわたくしにとって、平明な解説書の出版社として知名度の高い日本実業出版社から、従来の類書とは角度を変えて、減価償却を紹介してほしいむねのご依頼がありましたことは、まことに幸運なことでした。

しかし、やさしくわかりやすい紹介ということは、ねがってただちにとげられるほど、やさしいものではないことは、減価償却もその例外ではありませんでした。つとめて法令臭をのぞき、つとめて読み物調にと心がけたつもりではありますが、まだまだ満足をいただけるようなできばえではないように思われます。

さいわいその機会を与えられましたら、その後の実例なども参考にしながら、さらに筆を加えて、少しでもよろこんでいただけるような内容にしていきたいと思いますので、改めて、ご指摘、ご教示のほどをおねがいいたします。

序章 会社と減価償却

- * — 減価償却資産は会社の貴重な財産 20
- * — 減価償却がもっている五つの価値 21
- * — 一年間の減価償却額は一四兆円を超えている 25
- * — 減価償却の実務に欠かせない法令 26
- * — 会社に求められる慎重な買い方 28
- * — 減価償却資産とは長いつきあい 28
- * — 取得価額はしっかりと握する 29
- * — キメ細かな償却方法の選定を 30
- * — たかが耐用年数とはいえない 31
- * — 苦勞を嫌ってはいけない 32

1 章 減価償却の対象となる資産

1 外観だけで判断してはいけない 34

2 「事業の用に供されている」とはどういうことか 36

(1) 「事業の用に供されている」とは 36

(2) いつから事業の用に供したのか 37

(3) 年度末や年度はじめはとくに注意する 37

(4) 事業の用に供しない資産は「貯蔵品」に 38

3 「時の経過とともに価値が減少する」とはどういうことか 38

(1) 土地と建物の一括購入をするマンションの場合は 39

(2) 「償却できる電話機」と「償却できない電話機」がある 39

(3) 電話加入権、電信加入権、電信電話専用施設利用権の場合には 40

(4) 書画骨とうの判定のしかたとは 41

4 「事業の用に供していない資産」でも償却できる 42

(1) 油をさし、清掃をしている資産の場合は 42

(2) 一部をオープンしているマンションの場合は 43

(3) 貸室受付中のマンションの場合は 43

(4) 予備エンジンは減価償却資産か 44

(5) スプリンクラーは減価償却資産か 45

5	「生き物」は減価償却資産になるか	45
---	------------------	----

(1)	人間や犬は減価償却資産か	46
-----	--------------	----

(2)	にわとりは減価償却資産か	46
-----	--------------	----

6	税法で決められている減価償却資産にはどんなものがあるか	47
---	-----------------------------	----

7	減価償却資産に計上不要の減価償却資産もある	49
---	-----------------------	----

(1)	取得価額一〇万円未満の減価償却資産	49
-----	-------------------	----

(2)	使用可能期間が一年未満の減価償却資産	50
-----	--------------------	----

8	繰延資産とはどこがどう違うか	52
---	----------------	----

(1)	繰延資産にはどんなものがあるか	52
-----	-----------------	----

(2)	繰延資産の償却期間とは	55
-----	-------------	----

2章 減価償却のやり方とその取得価額

1	どんな償却方法があるか	58
---	-------------	----

(1)	定率法とは	58
-----	-------	----

(2)	定額法とは	59
-----	-------	----

(3)	生産高比例法とは	59
-----	----------	----

(4)	特別な償却方法とは	60
-----	-----------	----

(5) 取替法とは 61

(6) 特別な償却率による償却方法とは 61

(7) 自由償却方法とは 62

2 償却方法の選定はどうしたらよいか 62

(1) 償却方法の選定についてのきまりとは 63

(2) 償却費を先取りしたいときは 63

(3) 償却費を平均化したいときは 66

(4) 償却方法の届出をしなかったときは 67

3 まちがえやすい残存価額と償却可能限度額 68

(1) 残存価額とは 68

(2) 償却可能限度額とは 70

(3) あたかも残存価額が5%のように考える 70

4 取得価額は償却計算の基礎 71

(1) 減価償却資産の取得ケースはいろいろ 71

(2) 取得価額の計算はどうするのか 72

(3) 時価をいつもアタマに入れておくこと 73

5 取得価額は縮小させることもできる 74

6	取得価額に算入しなければならないものもある	76
---	-----------------------	----

- | | | |
|-----|--------------------|----|
| (1) | たとえ寄付金という名目を使っても | 76 |
| (2) | たとえ負担金等の名目を使っても | 78 |
| (3) | 不動産を取得するときの費用の取扱いは | 79 |

3章 耐用年数表の使い方

1	一般的用語になった「耐用年数」	82
---	-----------------	----

2	耐用年数の前提条件とはどんなものか	83
---	-------------------	----

3	「耐用年数」算定のルーツをたどると	84
---	-------------------	----

- | | | |
|-----|---------|----|
| (1) | 建物の場合には | 84 |
|-----|---------|----|

- | | | |
|-----|----------|----|
| (2) | 航空機の場合には | 86 |
|-----|----------|----|

- | | | |
|-----|-------------|----|
| (3) | 機械及び装置の場合には | 86 |
|-----|-------------|----|

4	耐用年数表のしくみはどうなっているか	88
---	--------------------	----

5	耐用年数のさがし方はどうするのか	91
---	------------------	----

- | | | |
|-----|---------------|----|
| (1) | 一資産一年数が原則だが…… | 92 |
|-----|---------------|----|

- | | | |
|-----|---------------------|----|
| (2) | 二以上の用途、二以上の構造があるときは | 92 |
|-----|---------------------|----|

6

建物の耐用年数のさがし方

- (3) 耐用年数の見積りが必要なときは 93
- (4) 貸与資産には貸与先の耐用年数を 94
- (5) 機械及び装置の耐用年数は最終製品で判定する 94
- (1) 構造は何かを調べる 95
- (2) 設計図面等も参考にする 96
- (3) 用途は何かを調べる 96
- (4) 飲食店用と貸席用の場合にはこんな注意点も 98
- (5) 工場用の場合の注意点とは 98

7

建物附属設備の耐用年数のさがし方

- (1) 電気設備に含まれるものは 100
- (2) 照明設備と照明器具のちがいは 100
- (3) 給排水設備、衛生設備、ガス設備に含まれるものは 102
- (4) 冷房設備、暖房設備に含まれるものは 102
- (5) ボイラー設備に含まれるものは 103
- (6) 昇降機設備は二つに区分される 104
- (7) 消火設備、災害報知設備、格納式避難設備に含まれるものは 104
- (8) エアーカーテン、自動開閉装置に含まれるものは 105

- (9) アークード、日よけ設備に含まれるものは 105
(10) 店用簡易装備、可動間仕切りに含まれるものは 105

8 構築物の耐用年数のさがし方

- (1) 機械及び装置となるものは 106
(2) 機械及び装置として取り扱えるものもある 107
(3) 構築物の耐用年数表のしくみはどうなっているか 107

9 船舶の耐用年数のさがし方

- (1) 船舶法の適用を受けるかどうかをまずチェックする 109
(2) 構造は何かを調べる 109
(3) 用途は何かを調べる 110

10 車両及び運搬具の耐用年数のさがし方

- (1) 外見はクルマでも…… 111
(2) クルマは用途ごとに区分する 111
(3) クルマの大きさから区分する 113

11 工具の耐用年数のさがし方

- (1) 測定工具、検査工具に含まれるものは 114
(2) 治具、取付工具に含まれるものは 115
(3) ロールに含まれるものは 115

12

- (4) 型、鍛圧工具、打抜工具に含まれるものは 116
- (5) 切削工具に含まれるものは 116
- (6) 金属製柱、カップに含まれるものは 117
- (7) 活字および活字に常用される金属に含まれるものは 117
- 器具及び備品の耐用年数のさがし方
- (1) 家具に含まれるものは 118
- (2) 電気機器に含まれるものは 118
- (3) ガス機器に含まれるものは 119
- (4) 家庭用品に含まれるものは 119
- (5) 事務機器に含まれるものは 120
- (6) 通信機器に含まれるものは 120
- (7) 時計等の機器に含まれるものは 121
- (8) 光学機器、写真製作機器に含まれるものは 121
- (9) 看板及び広告器具に含まれるものは 122
- (10) 容器、金庫に含まれるものは 122
- (11) 理容又は美容機器、医療機器に含まれるものは 123
- (12) 娯楽用具等に含まれるものは 123
- (13) 生物に含まれるものは 125
- (14) 以上のもの以外のものとして取り扱うものは 125

(15) 選択適用についての留意点とは 126

4章 耐用年数の短縮

1 耐用年数短縮制度の主旨とは何か 128

(1) 法定耐用年数より一〇%以上短いことが必要 123

(2) 耐用年数が短縮できる事由とは 129

2 使用可能期間はどのように算出するか 131

(1) 機械及び装置以外の資産の場合には 131

(2) 機械及び装置の場合には 132

3 耐用年数短縮の対象資産の単位はどのように決めるか 133

4 耐用年数短縮の手続きはどうするか 134

(1) どの事由に該当するか 135

(2) 使用可能期間の算出のしかたは 135

(3) 用紙を準備する 136

(4) 申請書の書き方は 136

(5) 申請書の提出のしかたは 144

5章 利用したい増加償却

1 増加償却制度のあらまし 148

- (1) それは機械及び装置に限られる 149
- (2) 使用時間は三つに区分される 149
- (3) 八時間、一六時間の設備にはどんなものがあるか 150

2 超過使用時間はどのように計算するか 158

- (1) 一日ごとの超過使用時間を計算する 158
- (2) 一年を何日とみるか 160
- (3) 週休二日制をどう考えるか 161

3 増加割合を実際に計算してみよう 161

6章 特別償却の活用方法

1 安全に活用するために考えておくことは何か 166

2 ひとくちに特別償却というが、いったいどんなものなのか 167

- (1) 特別償却はワンチャンスしかない 167
- (2) 割増償却はオーバーランに注意する 168